

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第21号
事故等種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成25年3月24日（日） 07時14分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市波戸岬 <sup>はどの</sup> 北東方沖 波戸岬灯台から真方位046° 380m付近 （概位 北緯33° 33.5′ 東経129° 51.0′）
事故等調査の経過	平成25年3月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート エギ丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	292-33820佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	主機気化器が閉塞
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、波戸岬北東方沖で主機をアイドル運転として釣り中、場所を移動しようとして主機を操作したところ、平成25年3月24日07時14分ごろ主機が停止した。 本船は、船長が海上保安庁に救助を依頼し、来援した巡視船に <sup>い</sup> 航され、唐津市呼子 <sup>よぶこ</sup> 港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	本船は、本インシデント後、主機燃料タンク内の湿気による水分が混入した燃料（ガソリン）を使用したため、発生したスラッジ等の異物によって気化器が閉塞し、主機が停止したものと判明した。 主機の燃料タンクの燃料は、本インシデントの約3か月前に搭載されたものであり、同タンク内の水分を確認し、除去するなどの措置が行われていなかった。 船長は、本インシデント発生時、燃料こし器や燃料タンクの水分を除去したものの、主機の標準工具を本船に積載しておらず、主機の気化器を開放することができなかった。 船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、波戸岬北東方沖で釣り場を移動しようとした際、スラッジ等の異物によって気化器が閉塞したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本インシデント発生時、燃料こし器及び燃料タンクの水分を除去したものの、主機の標準工具を本船に積載しておらず、主機の気化器を開放して掃除することができなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、波戸岬北東方沖で釣り場を移動しようとした際、スラッジ等の異物によって気化器が閉塞したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料タンク及び燃料の管理を適切に行うこと。</li> <li>・ 本船に主機の標準工具を積載しておくこと。</li> </ul>